

回答書

令和 7 年度 西海岸周辺エリア基本構想策定業務委託

質問 1 実施要領 2 頁 2. 参加資格 (1 4) 及び 4 頁 9. 評価基準にあります、一次審査の事務所所在地における評価方法について、JV 構成にあたり市内登録業者の割合は評価に差が生じるのでしょうか。

→市内登録業者の割合は、評価対象となります。市内登録業者の割合が過半数以上で加点となります。

質問 2 実施要領 2 頁 3. 提出書類 (9) にあります申出書の提出期限は意思表明書等の提出期限もしくは技術提案書等の提出期限のどちらになりますでしょうか？

→技術提案書等と同じ提出期限となります。(令和 7 年 7 月 1 8 日 (金) 1 7 時)

質問 3 実施要領 5 頁「配置予定管理技術者の経験及び能力」にて「居住地」の配点がありますが、市内と市外で評価は変わりますでしょうか。

→市内と市外による評価の差はありません。加点対象となるのは、提出資料 (住民票) により公的に県内在住が確認できた場合となります。

質問 4 過年度成果の閲覧等は可能でしょうか。

→意思表明書を提出していただいた事業者のみ閲覧可能となります。